

議案第11号

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年2月27日提出

加西市長 西村 和平

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

加西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年加西市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条を次のように改める。

（技術管理者の資格）

第 15 条 廃法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、廃省令第 17 条第 1 項に定める資格とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

地域主権改革一括法（第2次一括法）の施行による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格の基準を条例で定めることとされたため、必要な改正を行うもの。

【要旨】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則を参酌し、同様の基準を規定